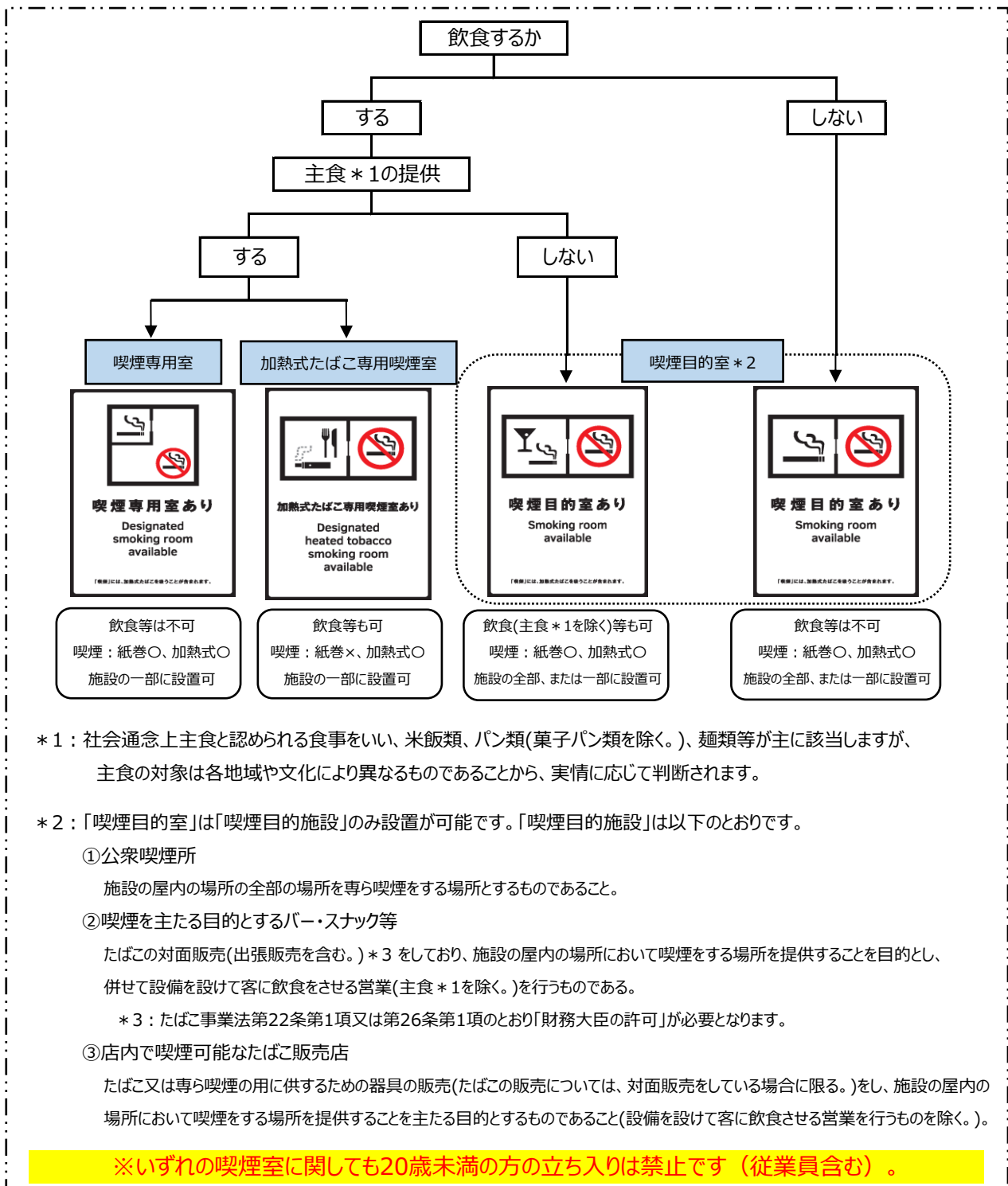


●新しく、店内で喫煙をすることができるお店を始めたい方へ

2024年8月30日作成

2020年4月1日から、健康増進法が改正され、第二種施設(飲食店、娯楽施設、事業所などの多数の者が利用する施設)は、原則屋内禁煙となりました。望まない受動喫煙を防止するために、事業者ごとにどの喫煙室の設置ができるかについて、ご確認をお願いいたします。



\* 1：社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類(菓子パン類を除く。)、麺類等が主に該当しますが、主食の対象は各地域や文化により異なるものであることから、実情に応じて判断されます。

\* 2：「喫煙目的室」は「喫煙目的施設」のみ設置が可能です。「喫煙目的施設」は以下のとおりです。

①公衆喫煙所

施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること。

②喫煙を主たる目的とするバー・スナック等

たばこの対面販売(出張販売を含む。)\* 3 をしており、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを目的とし、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業(主食\* 1を除く。)を行うものである。

\* 3：たばこ事業法第22条第1項又は第26条第1項のとおり「財務大臣の許可」が必要となります。

③店内で喫煙可能なたばこ販売店

たばこ又は専ら喫煙の用に供するための器具の販売(たばこの販売については、対面販売をしている場合に限る。)をし、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とするものであること(設備を設けて客に飲食させる営業を行うものを除く。)

**※いずれの喫煙室に関しても20歳未満の方の立ち入りは禁止です(従業員含む)。**

※何かご不明な点がございましたら、下記担当までご連絡をお願いいたします。

健康づくり支援課 健康づくり支援担当

TEL：049-229-4121

FAX：049-225-1291

E-mail：kenkoshien★city.kawagoe.lg.jp

※「★」を「@」に読み替えてお送りください。